

商工会館使用の注意事項

● 会員・非会員の扱いについて

***会員**：商工会会員が申し込んだ場合で、かつその者の事業と直接関係ある利用目的であれば「会員料金」とします。

***会員以外**：商工会会員であっても、その者の事業と直接関係ない利用目的である場合や、商工会員以外の者が申し込んだ場合は「会員以外料金」となります。

● 使用申込

*使用日の6ヶ月前から「申込書」により予約受付。

*電話での問い合わせは空室確認のみで、申込は受けません。

*使用料は原則として申込時にお支払い下さい。お支払いいただいた時点で予約完了とします。

*使用日より1週間以内のキャンセルの場合、使用料の返還はいたしません。

● 使用上の注意

1. 使用承諾後、使用者による使用権の転貸、譲渡、及び使用内容の変更は認めません。
2. 室内及び備品等は大切に扱い、使用後は原状復帰とします。持ち込まれた材料・ゴミ等は、すべてお持ち帰り下さい。なお館内は禁煙です。
3. 使用者は、会館の工作物、諸施設、備品等を滅失または毀損した場合、過失の有無を問わず管理者の指示する全額を弁償するものとします。
4. 会館での寄付行為、物品販売は禁止します。
5. 病人、泥酔者または付き添いを要する者の単独入場、その他一般に迷惑を及ぼすおそれのある者、危険物または他人の嫌悪するものを携帯、若しくは着用して入場することは認めません。
6. 使用者はトイレ等の共用部分を除いて、申し込みにより許可された場所のみ使用できます。
7. 使用時間には準備、片付けの時間も含まれます。他の時間区分に立ち入る場合、別途料金が発生します。
8. 東久留米市商工会事務局の指示に従わない場合は使用許可を取り消し、今後の使用も認めないものとします。